

## 2006年度海外研修F5コース報告（第1回）

——中国知財研修——

2006年度海外研修団(F5)\*



**抄 録** 日本知的財産協会海外研修F5コースは、本年度より初めて開催されたコースである。F5コースは、新企画コースであり手探りの部分も多かったが、現地研修の実施を委託した現地事務所、現地進出企業の方々をはじめ、多くの関係者の御協力により本コースは成功裏に終えることができた。

### 目 次

- 1. はじめに
- 2. 対 象
- 3. 企 画
  - 3. 1 事前研修・事後研修
  - 3. 2 現地研修
  - 3. 3 テーマ学習
- 4. テーマ学習成果報告
  - 4. 1 第1グループ：権利取得について
  - 4. 2 第2グループ：  
権利行使（主に発明特許権）
  - 4. 3 第3グループ：  
技術移転に伴う契約について
  - 4. 4 第4グループ：  
パラメータ発明の権利取得上の留意点
  - 4. 5 第5グループ：  
商標および意匠に関するトピックスと留意点
- 5. 現地機関訪問
  - 5. 1 国家知識産権局
  - 5. 2 最高人民法院
  - 5. 3 上海海関
- 6. アンケート報告
- 7. 総 括

\* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F5 ('06)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 1. はじめに

本コースは中国における知的財産権問題の現状を把握し、今後の適応能力のレベルアップを目的として、2006年4月より約1年のスケジュールで実施され、2週間の現地研修（北京・上海）の他に現地研修の事前及び事後に、月1回のペースで計9回の研修を東京あるいは大阪で受講した。

## 2. 対 象

中国知財実務の経験があり、ある程度の法知識を備えた知的財産部門スタッフを対象としてコースが開催され、20名が本コースに参加した。参加者は希望学習テーマ及び勤務地を考慮した5つのグループに分けられ、各グループはそれぞれでその学習テーマに関する自主的な活動を行った。

## 3. 企 画

中国における知的財産権の重要性が高まる中、2004年に2006年度F5コースの企画が開始された。アジアを対象とした海外コースとしては、既に中韓台を訪問するF3コースが実施されていたが、中国を訪問するのは2日間に過ぎず中国に特化した滞在型研修が望まれていた。このような状況の中、F5コースは2週間に渡り中国に滞在し、企業の知財部員が中国で知財業務を遂行する実務を学ぶ約1年間のコースとして研修企画委員会により企画された。

また、単に教わるのではなく「自ら学ぶという姿勢を強化する」ために、講師の指導を仰ぎながら小グループ毎に学習テーマを定め、約1年をかけて自主学習（テーマ学習）により課題を掘り下げるコースとされた。

### 3.1 事前研修・事後研修

研修生は中国知財に関して初心者ではなく、

中国知財に関するJIPA国内研修修了レベルが想定されていた。その中で事前研修は現地研修のための単なる準備ではなく、講義を受け中国知財の理解を深めると同時に、各学習テーマに対してグループが現地を確認すべき事項のまとめを行う研修と位置づけられていた。

事前研修では、毎回テーマ学習活動と講師による講義の2部構成とし、各グループは講師の方々の助言の下にテーマ学習の方向付けが行われた。

現地研修講師には、事前研修で生じた疑問点等を質問状として事前に送付して、現地での講義・教材・質疑の中で詳しく説明していただけるよう手配されていた。

事後研修は、総まとめを行う段階と位置づけた。事前研修と同様にテーマ学習活動と講義の2部により構成し、テーマ学習活動にはグループ毎に講師に質問をする機会を設けた。この質問は、テーマ学習をまとめる上で生じた疑問点に対する見解を得て総まとめの完成度を上げるために用意された。

### 3.2 現地研修

現地研修については、企画段階で研修企画委員と事務局研修グループが現地の企業知財部門や現地代理人を訪問・面談し、協力を得て研修内容が決められていた。他の海外コースと異なり現地研修を統括する現地代理人を設定していないため、実際の現地研修については、研修生による主体的な運営により行われた。

また生の現地事情を把握するために、現地進出企業の駐在員の講義及び中国企業の知財部員とのディスカッションも取り入れられた。中国企業として今回は上海家化有限公司を訪問した。

### 3.3 テーマ学習

グループ内で相互に学び合うテーマ学習を取り入れた。また、グループ編成にあたっては申

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

込み時の希望テーマを優先し、テーマ毎に5つのグループが編成された。同じテーマに関し複数のグループがテーマ学習することとなったが、様々な切り口からテーマ学習をすることができた。

## 4. テーマ学習成果報告

### 4.1 第1グループ：権利取得について

第1グループは自主研修テーマとして「権利取得」を取り上げ、具体的な主題として「強い権利を取得するための明細書作成について」、及び「出願戦略」とし、下記の3テーマについて、活動、検討した。

#### (1) 明細書の誤訳回避策について

##### 1) 誤訳のタイプ及び原因

主な誤訳のタイプとしては ①単語の誤訳（日中で漢字の意味が異なる、日本語の単語をそのまま中国語として使用、多義語の選択ミス、カタカナ用語、長い文章による修飾関係の乱れ）、②訳洩れ③数値記述ミス等が挙げられている。

その翻訳者側の原因として①翻訳者の不注意、②翻訳のチェックの不十分、③翻訳者が技術を理解していない、等が挙げられている。

また、出願人側の原因としては ①知財業界では用いられるものの、辞書にはなく一般的でない用語の使用、②中国語に対応できない日本語の使用、③長い修飾語を用い、修飾関係が不明確、④生活用語、擬音語、擬態語、俗称、(クレーム中の)商品名、商標等の使用等が挙げられる。

##### 2) 現地代理人の現状の取り組み

現地研修でも、この点について、中国側でも多大な関心があるようで、権利取得の講義をされた2名の弁理士とも、誤訳回避策について、説明がなされ、①複数回（二重ないし三重）の

チェック、②普段より技術情報等でコミュニケーションをはかり、疑問点が生じた出願については出願前に、事前に出願人への問い合わせを行うことなどが提案された。

##### 3) 翻訳の質を高めるために

翻訳の質を高める対策として、技術に精通した信頼できる現地代理人を見つけ、相互の信頼関係を築くことが最善策と考えられ、より具体的には、可能な限り日本語、英語の両方の明細書を送付し、理解が困難あるいは誤解されやすい文章を日本側で避けること、翻訳の時間に一定の余裕を与えること、不明な点があれば、普段から出願前に問い合わせをしてもらう体制をとることが挙げられる。また、社内にて独自の技術用語集（データベース）を構築し、極力一般的な技術用語の使用を心がけることも重要である。

#### (2) 強い権利を取得するための明細書作成について

2006年7月1日に改正された審査指南（以下改正審査指南と言う）を検討し、強い権利を取得するための明細書作成について検討した。

##### 1) 明細書の記載要件について

専利法第26条3項の規定によれば、明細書には発明特許または実用新案特許について、その技術分野に属する技術者が実現できる程度に、明瞭かつ完全な説明を記載しなければならないと規定している。特にいわゆるパラメータ特定した発明の場合は、その測定法などを十分に開示しておくべきである。

##### 2) サポート要件について

サポート要件として、改正審査指南では、請求項の範囲は明細書に記載の1つ又は複数の実施態様又は実施例を概括（上位概念化の意味）するものとし、概括は明細書の開示範囲を超えてはならないとしており、十分な数の実施例を明細書中に含んでおくべきである。十分な数の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

実施例は、審査過程での補正における根拠にもなり、補正のフレキシビリティを上げる上でも重要である。

### (3) 出願戦略

従来は、発明の保護の見地から発明特許の出願に着目している企業が多いと思われるが、美的創作である意匠特許は、無審査主義で早期に権利化でき、また侵害の判断が容易で、裁判になっても、有効性が高いことから、意匠特許の利用価値は高いとの現地研修での説明があった。

### (4) コメントおよび感想

中国において強い権利を取得することは、中国でのビジネスの保護だけでなく、中国から世界中に流れている模倣品、侵害品を差止めるための最も基本的な事項である。そのためには、中国弁理士、弁護士と日頃から緊密な信頼関係、連携関係を築くことが最も重要であり、今回の研修により、そのようなネットワークを築くことができた。

## 4.2 第2グループ：権利行使（主に発明特許権）

第2グループは、中国における特許権（発明、実用新案、意匠）に基づく権利行使に関し、実務上の注意点について検討を行った。

### (1) 訴訟証拠の収集と公証

人民法院は、公証人により公証された証拠を事実認定の根拠にする（中国民事訴訟法67条）。そのため侵害物入手についても公証が必要となる。更に中国がヘーグ条約に加盟していないため、外国で入手した証拠については、所在国の公証人の公証、法務局、外務省による証明を得た後、会社代表者の委任状により中国領事館での認証が必要となる（中国民事訴訟法242条）。

証拠収集には、一般に弁護士及び調査会社と

呼ばれるエージェントが活用される。前者は企業の販売記録等を合法的に入手できるが、費用が高額となりがちである。一方、後者は自由度の高い対応が可能であるが、公には調査会社は認められていない（コンサルタント会社などとして登記）ため、様々な業者が存在するようである。メリットデメリットを勘案して、両者を使い分けることが現実的な対応であろう。

### (2) 土地管轄

現在、当事者の利便性を向上する目的で、特許権紛争事件の管轄権を有する中級人民法院は増加している。しかし現実には、年間約3,000件の特許権紛争事件の内、60%が沿岸部に集中している。特に北京・上海の中級人民法院へは、外国企業のみならず中国企業によっても数多く提訴されている。北京及び上海の人民法院は特許権紛争事件の経験数が多く、質の高い審理や判決の予測可能性を期待できるためと考えられる。土地管轄は、(a) 被告所在地の原則、(b) 侵害行為発生地の原則にしたがう。但し、販売者を共同被告とすることにより、(製造地でない) 販売地において、製造行為も提訴することが可能となる。

### (3) 弁護士書簡（警告書）

弁護士書簡の送付は、相手方によっては製造の中止など迅速な解決を期待でき、時効中断の効果（民法通則140条）もある。一方で、証拠隠滅される恐れや、相手方企業から非侵害確認訴訟（中国ではこのように言う）を提起される恐れがある。その場合、改めて侵害訴訟を提訴しても、先に提訴された裁判所（相手方の地元）に訴訟は一本化される（2001民三他字第4号）。

### (4) 技術的範囲の属否の判断

発明特許の技術的範囲についての判断手法は、基本的に日本と同じであるが、一部注意す

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

べき点がある。

#### 1) 均等侵害

日本と異なり、均等侵害を殊に主張しなくても、侵害判断の一環として裁判所が均等侵害の有無も判断する。また、均等の要件も日本と異なり、下記のように発明の本質的部分については判断されない。

(a) 保護範囲は、必須の技術的特徴と均等な特徴で確定される範囲も含む。

(b) 均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段で、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成するもので、かつ当業者が創造的作業なしに想到できる特徴を指す。(司法解釈21号)

#### 2) 余計指定の原則

過去に、余計指定の原則(発明特定事項の一部を略して、技術的範囲を確定する原則)を適用するケースが見られたが、2005年8月の最高人民法院判決において、適用に否定的な見解が示された。今後は下級審においても適用されないと思われる。

### (5) 裁判および無効審判

中国の民事訴訟は二審制である。各審級での審理期間が法定されていることもあり(民事訴訟法135条、159条)、第一審では通常6ヶ月以内(長くて1年以内)に、第二審では通常3ヶ月以内に、審理が終結する。しかし、訴訟において特許の無効性は判断されないため、無効審判の請求により訴訟が中断されることがある。(a) 発明特許訴訟：ほとんど中断されない。但し、公然実施が明確であれば、侵害訴訟は中断され得る。(b) 実用新案特許と意匠特許訴訟：これらは形式審査のみで設定登録された権利であるため、訴訟は基本的に中断される。但し特許復審委員会の審判を経て維持された場合は、訴訟は基本的に中断されない。

### (6) その他

外国企業にとって知的財産権に基づいて権利行使することが必ずしも利益となるとは限らない。中国メディアや中国の消費者に対して、知的財産権に関する正しい知識を伝え、知的財産権の適切な保護が中国の消費者や日本企業の中国従業員の保護につながることを理解してもらうことが重要である。

### (7) コメントおよび感想

実際に現地を訪れ、中国社会の現状を見聞きすることで、中国の知的財産制度をより深く理解することが出来た。また中国の知的財産関係者や駐在員の方々から、生の情報を得ることができたのは大変有意義であった。今後の実務に生かしていきたい。

## 4.3 第3グループ：技術移転に伴う契約について

第3グループは技術移転に伴う契約において、日本企業が最も注意すべき技術輸出入管理条例(以下、管理条例)について中華人民共和国契約法(以下、契約法)との関連で検討した内容を紹介する。

### (1) 管理条例と契約法

管理条例は、技術の輸出入管理を規範化し、技術の輸出入秩序を維持し、国民経済と社会の発展を促進するため制定された。この中で、日本企業が中国企業への技術移転契約において最も注意すべきは以下の規定である。

管理条例第24条3項：技術輸入契約の譲受人が譲渡人の提供する技術を使用して第三者の合法的權益を侵害した場合、譲渡人が責任を負う。

契約法第353条は、原則として第24条3項と同じ規定を定めながらも、その但書として「当事者間に別段の約定がある場合を除く」としている。

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

さて、これら法規の優先順位については契約法355条との関連、WTO加盟と立法経緯等の解釈により諸説あるが、管理条例24条は強行規定であり契約法第353条に優先するとの立場に立つと、仮に技術譲渡契約において譲渡人の無責条項を定めた場合であっても、該無責条項は無効とされ、依然として管理条例による責任を被るリスクが生じる。

管理条例第25条：譲渡人は自己の提供する技術が完全であること、技術目標を達成可能であることを保証しなければならない。

なお、管理条例25条は、契約法349条と全く同様の規定となっており、外国企業に対して格差が設けられているわけではないが、日本企業にとっては思わぬ保障リスクを有する。

### (2) 責任リスクの低減策

1) 中国法規は、技術契約で対象となる技術に対して完全無欠、有効、目標到達可能などの厳格な要求を課している。研修講師は、技術の譲渡人は、その技術の内容、技術が達成すべき基準について明確に定義し、その条件を満たさない場合に保証とするなど、譲渡人の責任を明確にする条項を検討することが重要であることを強調された。保障しない条項も含め、保障する場合のリスク低減に向けた契約条項の作成が重要であろう。

2) 管理条例24条の優先順位について、研修講師の中国弁理士、弁護士の見解を伺ったところ、契約法第353条が優先するとの見解が1名であり、管理条例が優先するとの見解が2名であった。後者の見解にたった場合、責任リスク低減のための提言として、契約法第126条の規定に基づき、涉外契約に外国法を適用することを勧められた。該外国法を適用して争議処理を行えば、管理条例を適用外とすることができるとの見解である。なお本見解は北京市高級人民法院の裁判官との議論を受けてのものとのこと

である（公式見解ではないことは勿論である）。

外国法適用の有効性についてはなお議論の余地はあると思われるが、一考の価値はあるものとする。

この他下記のアイデアが当グループ内で議論されたが、あくまでも私的な意見である。

まず日本企業と、中国子会社との間でサブライセンス付の技術譲渡契約を結ぶ。本契約は管理条例の対象となるが、相手は子会社であり実質的に影響はない。

次いで、該中国子会社と、中国企業との間で、譲渡人が第三者権益の侵害責任を負わないとする無責条項付きの技術譲渡契約を結ぶ。本契約は中国企業同士の契約であり、管理条例の対象とならない。

係る手法をとった場合、法律的には問題ない旨の中国弁理士の確認は得られた。

そもそも子会社の存在が前提となること、日本企業と中国子会社との統制の問題、相手の中国企業とトラブルになった際の中国子会社の対処能力等、考慮すべき様々な問題は残ると思われるが、係る手法もまた一考の価値はあるものとする。

### (3) コメントおよび感想

現地でのスケジュールの調整等において、日本の感覚ではいささか対応が難しい場面でも、“問題ない問題ない”との返答を受けた。よく考えてみれば、大抵のことは何とかなるもので、先見の明があるということであろうか。細かい視点に囚われない柔軟な発想の大切さを再認識すると共に、これぞ大陸と感心し興味深く思った。尤も契約の世界はまた別として、十分に注意をすべきであることは、今回の研修により深く実感できた。いろいろな意味で有意義な経験を得ることができた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

#### 4. 4 第4グループ：パラメータ発明の権利取得上の留意点

第4グループは、化学・バイオに特有な発明の種類の1つであるパラメータ発明の権利取得において、実務上最も関心のある記載要件違反に焦点をあて、留意点をまとめた。

なお、パラメータ発明で、従来品との差異を明確にしておかないと、新規性欠如の指摘を受けるリスクが高いため、明細書及び技術常識から反論できるように、出願時に十分留意する必要がある。

##### (1) 代表的な記載要件違反への対応

###### 1) 明細書のサポート要件

当業者の角度から、クレームにより実施例を概括（上位概念化またはマーカッシュ方式）することを許すという中国独自の考え方である。

###### <出願時の留意点>

・クレームを概括するのに十分な実施態様を示し、明細書に「代替可能な例」に関する説明を記載する。

・数値限定発明の場合、両端の数値付近（最適は両端値）の実施例を示し、数値範囲の広さに応じて、1つ以上の中間値の実施例を示す。

・独立クレームと従属クレームの両方を満足する実施例とともに、独立クレームを満足するが従属クレームを満足しない実施例を加え、従属クレームに記載の発明の効果を明確にする。

###### <拒絶理由時の対応>

出願時明細書の記載と技術常識をもとに論理的な説明を行う。なお、前記の範囲内であれば、検証のために、後出しでも実験データは提出する価値がある（審査指南等に規定はない）。

###### 2) 独立クレームの記載要件

「必要な技術特徴」という中国独自の考え方に基づく。必要最小限の構成ではなく、必要十分な構成を記載することを意味する。

###### <出願時の留意点>

・パラメータのみではなく、材料の組成、構成、構造などの「必要な技術特徴」も追加できるように下位クレームを準備する。

###### 3) 実施可能要件

明細書には、発明について、当業者が実施することができる程度に、明瞭かつ完全な説明を記載することが求められる。

なお、化学分野における中国の実施可能要件に関する審査指南では、日本とは異なり、請求項又は明細書に開示の範囲であっても後出しの実験データは、原則として考慮されないため注意が必要である。また、技術常識を強調しすぎると進歩性欠如の指摘を受ける可能性もあるので、説明は十分配慮する。

###### <出願時の留意点>

(a) how to makeとhow to useからの記載

(b) 原料、製造条件、製造装置などの説明

(c) 原料が既知であれば、市販品の商品名

(d) 原料が新規、または入手困難なものであれば、原料の製造方法の説明も必要

(e) how to useは、用途の記載、その用途に使用できることをサポートする記載、該用途に適用する際の条件、方法の記載

(f) 記載要件からみた記載

請求項の記載要件と明細書（特に実施例）の記載の整合性

###### <拒絶理由時の対応>

明細書の記載と技術常識から、当業者はクレームに記載の発明は実施可能と説明する。

##### (2) 出願後に記載不備を手当する方法

###### 1) 自発補正の活用

(制限)

・原明細書と権利請求書の記載内

(時期)

・実体審査請求時

・「実体審査段階に入った」旨の通知受領日

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

より3ヶ月以内

2) 分割出願の活用

(時期)

・特許権付与通知前，通知受取り後2ヶ月以内

(対象)

・2以上の発明の存在（クレームに限定されない。明細書の内容から分割可能）

・原出願の開示範囲を超えてはならない

### (3) コメントおよび感想

現地機関や企業の訪問，現地駐在員や現地事務所の実務担当者のお話，研修後の散策など現地に行かなければ分からない生の情報を取得でき，大変有意義であった。また，集中合宿方式の現地研修により，中国の知的財産権制度に関する知識を深めることができた。さらに，中国と日本における審査実務の運用上の差異も明確になったので，今後実務に活用していきたい。

## 4.5 第5グループ：商標および意匠に関するトピックスと留意点

第5グループは，主に商標について中国の特許的な制度や権利行使動向の検討を行った。

### (1) 馳名商標制度の特徴

馳名商標とは，中国において高い名声を有する商標であって，関連する公衆に広く知られた商標である。

馳名商標の所有者は商標局，評審委員会，一定レベル以上の地方の工商行政管理局又は人民法院に馳名商標の認定を請求できる。認定請求は独立して行われず，異議申立，審判請求，商標権の保護請求又は侵害訴訟提起と併せて行われる。認定請求時には中国での馳名性を示す証拠を提出しなければならない。

馳名商標と認定された場合の主な効果は以下の3点である。

(A) 馳名商標として登録された商標を複製・模倣又は翻訳した商標であって，非類似商品について公衆の誤認を生じ，その馳名商標の所有者の利益に損害を生じさせる商標は商標登録及び使用が禁止される。

(B) 上記(1)に該当する商標の使用禁止を工商行政管理局に請求できる。

(C) 馳名商標が企業名称として登記され公衆を欺瞞又は誤認させるおそれがある場合，その企業名称の登記の取消を請求できる。

馳名商標であると認定されなかった場合，当事者は認定結果が出されてから1年以内はその商標につき同一の事実及び理由によって認定請求できない点に注意を要する。

### (2) 商標における権利行使の特徴

1) 特許と異なり，行政的救済が90%以上

中国では工商行政管理局などによる行政的救済と裁判所による司法的救済の二本立てで商標保護を行っているが，商標においては90%以上が前者で保護されている。①迅速，②プロセスが簡単，③低コスト，④職権で処理できる，という特徴を有しているのがその理由である。

2) 輸出される貨物取締りが90%以上

省の税関は国家海関総署に属し一般に海関と称される。知財担当官がおり，主に商標侵害品の水際処理を行っている。

05年の処理件数は1,210件で，商標権侵害が1,106件，特許権侵害37件，著作権侵害が67件であった。このうち，1,159件は輸出に関するものであり，他国と異なり輸出の取締りが圧倒的に多い。

### (3) 商標の類否判断の特徴

商標の類否判断は，我が国と同様に外観，称呼，觀念が要素とされているようである（法釈(2002)32号『商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

積』第9条)。また周知度も考慮される(同10条)。しかし、中国においては言語等による固有の事情が存在する。外観・称呼・観念の要素のうち、外観・観念が称呼より重要視されるようである。

#### (4) 意匠特許制度の特徴

中国では我が国の部分意匠制度に相当する制度を有していない。したがって物品の部分の特徴ある意匠をどのように保護するかが問題である。出願時に要点図を提出しておく、この要点図が侵害訴訟で要部判断の証拠とできるという司法解釈が存在する(北京市高级人民法院「特許権侵害判断の若干の問題に対する意見(試行)」の通知)。中国代理人はこの要点図の提出を推奨している。一定の効果が期待される。

#### (5) コメントおよび感想

今回の現地研修では、現地の弁理士の方々や日本企業の駐在員の方々、また現地企業や知識産権局、最高人民法院及び上海海関から商標の実態についてお話を伺った。

これらの体験から、条文からは読み取れない現地の生きた情報を得ることが大切であることを実感した。

## 5. 現地機関訪問

### 5.1 国家知識産権局

銭国際合作司副司長ほか4名に面会し、専利法改正案についての説明と改正審査指南及び知識産権局の最近の動向、審査官の研修・教育制度についての紹介と質疑を行った。

改正案では、新規性判断が世界公知公用となること、中国国内でなされた発明を特許出願する場合、中国に第一国出願しなければならないこと(現行法では、中国企業にのみであるが、改正後は外国企業にも義務付ける)、企業の設

備・資産を用いて発明をなした場合は企業に帰属していたものを事前の契約がなければ個人に帰属すること、意匠特許の審査に進歩性判断を加えること、特許権保護強化として、①行政で調査・処罰可能②侵害の判断基準導入(均等論、禁反言)③賠償金額計算の原則④侵害を知ってから5年経過した場合差止め請求不可(損害賠償はできる)などが紹介され、現在改正案を公開し、意見を求めている。

### 5.2 最高人民法院

民三庭(知的財産権を取り扱う民事第三部)孔詳俊副部长ほか2名と面会した。

民三庭では二審(年十数件)と再審(年50~60件、うち提審5~6件)を扱っており、日本の最高裁判所と異なり、事実審も行う。

このほかに司法解釈を公表することも重要な役割である。現在、不正競争防止法、植物品種、権利の衝突(商標と商号)、MTVの著作権の4テーマについて検討中である。

### 5.3 上海海関

郭法規処部長ほか2名に面会し、上海海関の概況の説明と質疑を行った。

上海海関の従業員は約3,000人で全国の6.7%を占め、業務量は約25%、2005年の関税収入は1,138万元(全国5,100万元)、2006年は2、3割増えている。

1994年から知的財産権保護に積極的に取り組んでいる。事前に権利者が登録したもの(登録件数8,000件)を海関が自主的に摘発したものが全体の8割で、残りが権利者からの情報によるものである。

## 6. アンケート報告

F5コースは今回が初めての開催で研修自体の意義が問われるものであり、次年度以降への要望事項の聴取も含め、参加者へアンケートを

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

実施した。

現地研修での事務所からの講義に対しては、幅広い内容の講義を受けることができたこと、著名な先生方から直接講義を頂く機会を得たこと、質疑応答が活発にできたことなど、好評であった。日本及び中国で複数の講義を受けることで、より理解が深まったとの声も多かった。一方、講義の内容によっては時間が不足するものもあり、時間配分については検討の余地があるとの意見もあった。また通訳の重要性も確認された。

現地日系企業の駐在員の方々からは、それぞれの業務の紹介だけでなく、中国での体験や苦労話などをお話頂き、大変興味深いものであった。また現地機関の訪問では、一企業人では訪問できないような機関や中国企業を訪問することができ質疑応答を行えたことに対しては参加者の評価は高いものであった。

## 7. 総 括

本コースでは事前研修及び自主学習により中国知財に関する理解を深め、充実した現地研修

及び事後研修を行うことができた。特に本コースから現地研修に取り入れた現地駐在員の講義及び中国企業の知財部員の講義を受けることにより、現地に行かなければ決して得られない生の情報を得ることができた。また、政府機関の高官と交流することができた。

殆どの研修生にとって中国訪問は初めてであり、現地研修ではとかく不慣れな点も多く苦労したが、参加者20名全員が二週間に渡り寝食及び苦楽をともにしたことで相互の交流が一気に深められ一致団結できたことはこの上ない貴重な経験となった。

今回のコースは新規コースであったため、テーマ学習等で戸惑うことも多々あったが、中国知財業務を身近にすることができた。今後本コースが回を重ねることにより、一層充実した研修となり会員企業に資する研修となることと信じる。

最後に、現地事務所、現地機関の方々をはじめ、多くの関係者の協力に対し、ここで改めて感謝の意を表したい。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 2006年度（F5）研修日程および研修参加者

【研修日程】					
研修	回	開催日	講師／担当事務所	研修内容	
事前	説	4/7	JIPA 研修G	コース説明・グループ編成等	
	1	5/9	中島敏 弁護士	中国知財・司法の現状・特徴	
	2	6/12	中科専利	中国特許法・意匠法、及びその捉え方	
	3	7/7	林達	中国特許の権利解釈、審決取消訴訟	
	4	8/22	岡本清秀 講師（オムロン）	中国模倣品対策（含手続き）の実務と留意点	
	5	9/12	朝日智士 講師（東芝）	企業から見た中国における知財権対策	
現地 北京	6	10/26	華誠	司法的立場から見た中国知財について	
	1	11/6	銀龍	意匠に関する講義／討議	
	2	11/7	松下駐在員／中科専利	駐在に関する講義／商標の講義	
	3	11/8	ホンダ前駐在員／林達	駐在に関する講義／不競法と特許の講義	
	4	11/9	ソニー駐在員／永新	駐在に関する講義／特許の講義	
	5	11/10	永新	機関（最高人民法院・国家知識産権局）訪問	
	上海	6	11/13	金信立方	侵害訴訟の講義
		7	11/15	上海家化／華誠	中国企業の知財の講義／契約の講義
		8	11/16	オムロン駐在員／紀凱	駐在に関する講義／特許の講義
事後	9	11/17	華誠	訴訟実務の講義	
	1	12/21	永新	総まとめ	
	2	1/19	中科専利	総まとめ	
	3	2/2	銀龍	総まとめ	

【研修参加者】		
Gr.	参加者氏名（会社名）	（敬称略）
1	坂本 章（花王），沢田吉裕（三菱マテリアル），伊藤智衣（本田技研工業）	
2	八尋昭人（住友金属工業），菅野龍也（ダイセル化学工業）， 加藤親久（帝人知的財産センター），堀田正幸（味の素），森本丈太郎（電気化学工業）， 後藤直樹（大日本印刷）	
3	小林 等（協和発酵工業），宮下聡史（三菱レイヨン），田中和男（日東電工）	
4	木村高広（日本電気硝子），木村吉秀（三菱化学），西野泰弘（東洋紡績） 吉川昌毅（ユニチカ），野村啓輔（大塚製薬）	
5	高橋宣裕（住友電工知財テクノセンター），野間素子（住友ゴム工業）， 伊藤 孝（ブラザー工業）	

【研修企画委員会・事務局】
村本隆司（トヨタ自動車），八島康二（本田技研工業），藤澤晴彦（ニコン）， 御前光潔（神戸製鋼所），露木育夫（事務局），上江誠（事務局）

（原稿受領日 2007年1月15日）